

青森県報

第四千四十号

平成二十七年
八月二十八日
(金曜日)

目次

規則

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則…… (こどもみらい課) …… 一

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…… (人事課) …… 一
電子申告システムに関する機器等賃貸借に係る一般競争入札…… (税務課) …… 二
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…… (情報システム課) …… 三
大規模小売店舗の変更の届出…… (商工政策課) …… 四
県営土地改良事業計画変更の決定…… (農村整備課) …… 四
換地計画の決定…… (同) …… 五

出先機関

土地改良区の定款変更の認可…… (西北地域) …… 五
土地改良事業計画変更の認可…… (同) …… 五

規則

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

青森県規則第三十五号

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成十八年十二月青森県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号を削り、同条第三号中「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同条を同条第二号とし、同条第四号中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号中「第六号様式」を「第五号様式」に改め、同条を同条第五号とし、同条第七号中「第七号様式」を「第六号様式」に改め、同条を同条第六号とする。

第二号様式を削り、第三号様式を第二号様式とし、第四号様式から第七号様式までを一様式ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

統合庶務システム機器等更新に係るシステム移行等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部人事課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十七年八月四日

五 契約の相手方の名称及び住所

富士電機株式会社

東京都品川区大崎一丁目一の一

六 契約金額

三千二百三十八万九千二百円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第一号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

ものである。

電子申告システムに関する機器等賃貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十七年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子申告システムに関する機器等 一式

二 賃貸借期間

平成二十七年十二月一日から平成三十二年十一月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することができる。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札日において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十七年九月十四日までに青森県総務部税務課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県総務部税務課税務電算グループ

電話 〇一七 七三四 九〇六七

七 入札及び開札の場所並びに日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

2 日時 平成二十七年九月二十八日 午前十時

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条第一項第二

号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者

を落札者とする。

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実を記

載した者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者で

あるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち四か月分に相当する金額の百

八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札金額をもって平成二十七年年度の契約金額とする。ただし、平成二十八年度

から平成三十一年年度の契約金額は落札金額に十二を乗じた額を四で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とし、平成三十二年年度の契約金額は落札金額に八を乗じた額を四で除して得た額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

青森県統合宛名システムサーバー等機器及びパッケージソフトウェア 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十七年八月七日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社

東京都港区港南二丁目一五の三

六 契約金額

千四百七十七万四千四百円

七 契約の相手方を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書等を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者

を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十七年六月二十六日

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
東青森駅構内商業施設  
青森市大字田屋敷字増田一六の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
日本貨物鉄道株式会社  
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三三の八  
代表取締役 田村修二
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 変 更 前                                            | 変 更 後                                               | 変 更 年月日  |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------|
| 株式会社ユニバース<br>八戸市大字長苗代字前田八三の一<br>代表取締役 三浦紘一       | 変更無し                                                |          |
| ホームック株式会社<br>北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一<br>代表取締役 石黒靖規 | DCMホームック株式会社<br>北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一<br>代表取締役 石黒靖規 | 平成二七・三・一 |
| 株式会社ラグノオささき<br>弘前市大字百石町九<br>代表取締役 木村公保           | 変更無し                                                |          |
| 株式会社アスクラ<br>八戸市大字湊町字久保四四の六<br>代表取締役 浅倉満          | 変更無し                                                |          |

|                                       |      |
|---------------------------------------|------|
| 株式会社アステイ<br>むつ市柳町三丁目一三の六<br>代表取締役 飛嶋明 | 変更無し |
|---------------------------------------|------|

四 届出年月日

平成二十七年七月二十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

平成二十七年八月二十八日から同年十二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十七年十二月二十八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、屏風山地区の県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に

供する。

平成二十七年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年八月三十一日から同年九月三十日まで

三 縦覧の場所

つがる市役所

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、北三沢地区の原営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十七年八月三十一日から同年九月三十日まで

三 縦覧の場所

三沢市役所

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、枝川

鶴田土地改良区の定款の変更を平成二十七年八月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十七年八月二十八日

西北地域県民局長 山 本 馨

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、枝川鶴田土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十七年八月十八日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成二十七年八月二十八日

西北地域県民局長 山 本 馨

事業名 維持管理

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭